



平成 22 年 5 月 11 日

各 位

上場会社名	日本トムソン株式会社
代表者	取締役社長 山下 皓
(コード番号	6480 東証第一部)
問合せ先責任者	取締役人事総務部長 服部 信一
(TEL.	03-3448-5811)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 7 日開催の取締役会において、定款一部変更の件に関して、平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に上程することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の事業年度に対する経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものであります。(現行定款第 23 条)
- (2) 社外取締役および社外監査役として有能な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 31 条(社外取締役との責任限定契約)および第 42 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、上記第 31 条の規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程 (予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成 22 年 6 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生日	平成 22 年 6 月 29 日 (火)

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 22 条 (条文省略)	第 1 条～第 22 条 (現行どおり)
第 23 条 (任期) ①取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第 23 条 (任期) ①取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
第 24 条～第 30 条 (条文省略) (新 設)	第 24 条～第 30 条 (現行どおり) <u>第 31 条 (社外取締役との責任限定契約)</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第 <u>31</u> 条～第 <u>40</u> 条 (条文省略) (新 設)	第 <u>32</u> 条～第 <u>41</u> 条 (現行どおり) <u>第 42 条 (社外監査役との責任限定契約)</u> 当社は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第 <u>41</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)	第 <u>43</u> 条～第 <u>48</u> 条 (現行どおり)